

議案第10号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）</p> <p>第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</p> <p>第42条及び第43条第3項の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益的法人等</u>をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣</p>	<p><u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「法」という。）</p> <p>第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</p> <p>第42条及び第43条第3項の規定に基づき、<u>公益法人等</u>（法第2条第1項に規定する<u>公益法人等</u>をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等</p>

等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター（平成6年12月27日に財団法人鳥取県環境管理事業センターという名称で設立された法人をいう。）

イ 財団法人鳥取県教育文化財団（昭和48年3月26日に財団法人鳥取県遺跡調査会という名称で設立された法人をいう。）

ウ 財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

エ 財団法人鳥取県国際交流財団（平成2年11月1日に財団

等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

（1）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの

ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター

イ 財団法人鳥取県教育文化財団

ウ 財団法人鳥取県建設技術センター

エ 財団法人鳥取県国際交流財団

法人鳥取県国際交流財団という名称で設立された法人をいう。)

オ 財団法人鳥取県産業振興機構 (昭和48年7月23日に財团法人鳥取県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)

カ 社団法人鳥取県人権文化センター (平成11年4月16日に社団法人鳥取県人権文化センターという名称で設立された法人をいう。)

キ 財団法人鳥取県造林公社 (昭和41年4月13日に財团法人鳥取県造林公社という名称で設立された法人をいう。)

ク 財団法人鳥取県畜産振興協会 (昭和41年5月16日に財团法人鳥取県畜産振興協会という名称で設立された法人をいう。)

ケ 財団法人鳥取県部落解放研究所 (昭和62年6月1日に財团法人鳥取県部落解放研究所という名称で設立された法人をいう。)

オ 財団法人鳥取県産業振興機構

カ 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

キ 社団法人鳥取県人権文化センター

ク 財団法人鳥取県造林公社

ケ 財団法人鳥取県体育協会

コ 財団法人鳥取県畜産振興協会

サ 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

シ 財団法人鳥取県部落解放研究所

コ 財団法人鳥取県文化振興財団（平成4年10月1日に財団法人鳥取県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）

サ 財団法人とっとりコンベンションビューロー（平成7年7月7日に財団法人とっとりコンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。）

シ 財団法人とっとり政策総合研究センター（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）

ス 財団法人ふるさと鳥取県定住機構（平成6年9月30日に財団法人ふるさと鳥取県定住機構という名称で設立された法人をいう。）

セ 財団法人自治体国際化協会（昭和63年7月1日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。）

ソ 社団法人鳥取県観光連盟（平成4年5月2日に社団法人鳥取県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの

ア～エ 略

ス 財団法人鳥取県文化振興財団

セ 財団法人とっとりコンベンションビューロー

ソ 財団法人とっとり政策総合研究センター

タ 財団法人ふるさと鳥取県定住機構

チ 財団法人自治体国際化協会

ツ 社団法人鳥取県観光連盟

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの

ア～エ 略

オ 日本赤十字社

2及び3 略

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

- (1) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）附則第17項
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第23項第2号
- (3) 鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）第2条第2項第3号
- (4) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第4条第5号
- (5) 鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）第2条第2項